

新城市地域づくり活動備品貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域づくり活動や公益活動を行う団体を支援するため、新城市の所有する備品を貸し出すことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(備品の種類)

第2条 貸出しができる備品は、次に掲げる表のとおりとする。

備品名	数量
ビデオカメラ	1台
三脚	1脚
ICレコーダー	1台
プロジェクター	1台
スクリーン	1台
レーザーポインター	1個
延長ケーブル(10m)	1本
マイクアンプ	1台
ワイヤレスマイク	3本
スピーカー	1台
非接触体温計	5台

(貸出対象者等)

第3条 備品は、市内で活動する地域コミュニティ団体及び市民活動団体並びにボランティア団体が主催する地域づくり活動及び公益活動の事業において使用する場合に貸し出すことができる。

(貸出しに係る申請等)

第4条 備品の貸出しを希望する団体等は、原則として貸出しを希望する日の1か月前から5日前までに新城市地域づくり活動備品貸出申請書(様式第1)を市長に提出し、許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容について審査し、適正と認めるときは、新城市地域づくり活動備品貸出許可書(様式第2)を交付し、備品を貸し出すものとする。

(許可の取消等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の条件を変更し、又は貸出しの許可を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) その他やむを得ない事由が生じたとき。

(使用の方法)

第6条 貸出しの許可を受けた団体(以下「使用者」という。)は、備品を適正に管理し使用するものとする。

2 使用者は、備品を他の目的に使用し、若しくは転貸し、交換し、担保にしてはならない。

(貸出しの期間)

第7条 備品を貸出しできる期間は、5日以内とする。この場合において、貸出しの期間の最終日が新城市の休日を定める条例(平成17年新城市条例第3号)第1条第1項に規定する休日に当たる場合は、その休日以降の最初の休日でない日の午前中までに返却しなければならない。

(損害等)

第8条 使用者は、備品に損害を生じさせたときは、修理、その他賠償の責めを負わなければならない。

2 備品の使用によって生じた事故等に関しては、使用者の責任において処理するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月30日から施行する。

様式第1(第4条関係)

新城市地域づくり活動備品貸出申請書

年 月 日

新 城 市 長 様

申請者

団 体 名

住 所

代表者名

印

電話番号

地域づくり活動等に対する備品の貸出しについて、下記のとおり申請します。

なお、備品の使用に当たっては、新城市地域づくり活動備品貸出要綱に定められた事項を遵守します。

記

1 貸出しの目的

2 貸出しの場所

3 貸出しを希望
する備品

4 貸出しの期間 年 月 日() 時から
 年 月 日() 時まで

添付書類 事業内容のわかる書類(事業計画書、開催要領等)
 団体の内容がわかる書類(規約、会則等)

様式第2(第4条関係)

新城市地域づくり活動備品貸出許可書

年 月 日

様

新 城 市 長
(公 印 省 略)

新城市地域づくり活動等に対する備品の貸出しについて、下記のとおり許可します。

なお、備品の使用に当たっては、新城市地域づくり活動備品貸出要綱に定められた事項を遵守してください。

記

1 貸出しの目的

2 貸出しの場所

3 貸出備品

4 貸出しの期間 年 月 日() 時から
年 月 日() 時まで

5 使用の条件 特になし・その他()